

原始僧團に於ける比丘の極重罪(承前)

手 嶋 文 倉

(五)制戒因縁

【一】原始僧團に於ける比丘の大罪が、四波羅夷に存する事は前述の如くである。今之が如何にして斯る治罪法の必要が起つたかを吟味して見よう。それには先づ佛制戒の旨趣を一言せねばなるまい。佛は最初から五比丘に對して制戒せられた事も無ければ、僧團に臨むに苛法嚴刑を以て虚威を壓示された事もない。重大治罪法の成立には、爾を餘儀なくせしめた事情がある。其の治罪の根本精神は悲智圓滿な大人格に必然具備されて居る可きであらうが治罪項條を宣言するに到る直接の動機は他の因縁に存する。換言、外部の事情、驅つて佛をして戒律を結制せしめたので、佛自身から豫め其の事有らんを豫期して宣告された譯ではないのである。此の點は始皇帝が即位早々單簡な刑法を宣布したと甚だ趣を異にして居る。而して、其の時機を俟ち、人を要し、事の有らん迄、制戒の無用であつた證據は次の一話に密であると

思ふから、之を制戒因縁を記す總序として述べて置かう。

佛、一時、須賴婆國に大比丘衆五百人と俱であつたが漸々遊行して毘蘭若邑(Vairāṇī)に來り、林樹の下に止宿するに至つた。時に其邑に住む毘蘭若婆羅門(Vairāṇī)なる者、佛の近在するを聽き、彼れ釋氏の出家者能く苦行修道の後大覺して世尊と成り、十號具足し、正法を宣傳し給ふと知つては、自ら「善哉、我願見佛」の念を發したと云ふ、元より爾様であらう。婆羅門乃ち五百の眷屬を具し、佛所に來詣して尊容を拜瞻し、佛の爲めに妙法を説くを聞いて、歡喜措く所を知らず、「世尊よ、願くば世尊と僧衆と我が安居三月の供養を受けられんとを」と願つた。佛は異學異信の所以を以て再度辭したが遂に婆羅門の切願に應諾を與へた。毘蘭若家に還り、供養の具を辦ぜんとして居た時、偶々、魔波旬有り、其善心を惑亂せんと企てた爲め、婆羅門は一切を忘れて後宮に入り、守門に勅して外事好惡の一切を告げざらしめ、専ら五欲に耽溺して請佛招衆の事を顧る違がなかつた。佛と僧衆の苦痛は一通りでない。住むに家無く、食ふに飯なく、僅に林中の淨所に露命を繼いで居たが、時に波利國の販馬師(Aśvavānī)有り、五百匹の馬を驅つて初夏此の地に來り、熱時に遭うて止息して居つたので、比丘は彼の許に到り、馬麥を受け、春煮して飯食に代へたと云ふ。阿難も佛分を受け、麩として世

尊に奉つたが、僧團の如何に苦しんだかは佛九惱の一に數へらるゝに至つた程を見ても判る。目連は靜處に在り、念ふよう、今此の國中穀米不況、行乞得難し、神通を得たる者は宜しく鬱單越(Uttarakuru)に到つて自然の粳米を食ふべしと。乃ち往いて世尊に許を求むるや、佛は之を容さず、『汝等神力を以てするも宿對因縁を如何せん、又、將來、諸の凡夫を奈何せん』と拒む。目連乃ち教を受け默然として止んだ。舍利弗、亦、一處に在つて念ふよう、過去の諸佛中、何佛が梵行久住、何佛か梵行不久住なりや、と。之を佛に叩くや、佛の曰く、『過去六佛中、毘婆尸佛、尸棄佛、隨葉佛は、梵行不久住。拘樓孫佛、拘那含牟尼佛、迦葉佛は梵行久住。前三佛は弟子の爲めに廣く法を説かず、戒を結ばず、波羅提木叉を説かず、佛と弟子と般泥洹の後、種々名姓の出家出で、速に梵行を滅す。猶ほ盛花を四衢道頭に置けば、風吹いて飄落するが如し。後の三佛は説法疲厭無く、所謂修多羅(Sutra)、祇夜(Geyā)乃至憂波提舍(Upadēśā)の十二部經を演説し、戒を結び波羅提木叉を説き、佛と弟子と涅槃の後は種々の出家有るも持戒奉律怠り無きを以て正法久住す。猶ほ雜華の絲を以て之を貫連せば、四風に吹散せられざるが如し』と。舍利弗、此の時、佛に乞ふて曰く、『世尊よ、若し廣く法を説かず、戒を結ばず、波羅提木叉を説かざるを以て正法梵行不久住の原因となさば、今正に是の時なれ、願くば説法結戒し

給へ、』と。佛の曰く、『且く止めよ。我れ自ら時を知る。我が此の僧衆は今清淨無垢須陀洹を得たる者はあるも未曾有法(神力)を得たるは少し。未だ一人の有漏法を犯す者なく、諸佛の常法として未だ結戒すべからず。此の衆は、諸漏無く、利養名稱無く、多欲ならず、神足の能く天人を驚かすに足る者もなし。未だ結戒の時に非るなり、』と。此の佛と舍利弗との對話は、佛敎に於ける制戒因縁なる者の一面を十分説明して居るものである、斯くて安居畢るや、佛は阿難と俱に毘蘭若婆羅門の家を訪はれた。彼れ高樓上より佛の近づくを見て往約を憶念回想し、疾走門下に來つて五體投地し、深く愚癡の致す所を懺悔した。佛は之を容れ『我聖法中、知懺悔者、增長善法』と教へ、毘蘭若の最後の請として、餞送の供養を奉らんとしたので、之を許し、『天上天下中、佛福田爲最』の一偈を與へたと云ふことである。

以上は、主として『五分律』に據つて記した筋であるが、五種の律本中、之を記した者は、他に『四分律』『巴利律』の二種あり、他の『僧祇律』及び『十誦律』は何等此の未制戒時の因縁に説き及んで居ないのである。又、此の三種の中でも、『巴利律』と、『五分律』とが、内容最も酷似せるに反し、『四分律』は毘蘭若婆羅門佛前懺悔以下の話を少しも載せて居ない。又、『四分律』は過去六佛の話に於て前三佛、後三佛とせず、前二後四と分つて正法久住不

久住を説いたのば何故か。又『四分律』も『五分律』も十二部經を擧げてあるが、南方律や『僧祇律』には九部經のみ列してある。且つ佛食馬麥の如きは、『中本起經』杯にも見へ、加ふるに過去因緣談まで記してあるけれども、此等詳細の比較は今當面の要でない。吾人は唯佛と舍利弗との對話に於て、制戒に機縁の有る事さへ判れば足るのである。【二】次に第一波羅夷法たる姪戒成立因縁の事情を見よう。之にも、『五分律』と南方巴利律とは符節を合する如くであるが今は『四分律』をも參照して要點を鈔載しよう。

爾の頃佛毘舍離(Vesālī)に在つた時、近くの迦蘭陀村(Kalandaka-gāma)に迦蘭陀の子、須提那(Sudhino Kalandakaputta)なる者あり、佛所に參詣し、聞法歡喜、遂に出家して廣く梵行を修せんとの念を發し、佛に向つて授戒を求めた。佛は彼に、兩親(mātāpitaro)の許可ありしやを質し、其の未聽を以て出家を得ずと諭ふ。須陀那、家に還り、父母に出家の許可を求むるや、父母制止して曰く、『汝此の語を作す勿れ、我れ子無く、辛うじて神祇に禱祠し、汝一子を得、我等已に老いて死別も遠からず、何ぞ生離を許さんや、家元より饒財多富、願くば汝之を以て修德せよ、現世樂を受け、後世功德あらん。何ぞ出家を以て吾が愛情を奪ふや、』と。須提那、苦請再三、遂に許されざるを以て一室に蟄居し、出家を得ずんば生きて何の徒生を樂まんと念じつゝ、食を斷つこと六日に及ぶ。親縁故

友交々相倚つて慰諭すれども志を翻さず、遂に彼等は老親に求めて曰ふ、『若し出家を
 聽さば復た見る時有るべけんも、許さずんば數日の中、正に餘命盡きて中野に棄てら
 れ、鴉鳥の呑啄する所と化せんのみ。人の父母となり、何人か此を忍ばんや、』と。老親
 乃ち涙を以て出家を容し、但必らず時有つて相見るを得しめよと約す。須提那、此に
 於て歡喜踴躍走つて佛所に到り、戒を受け沙門となり、佛は『善來比丘、修諸梵行、我善說
 法斷一切苦』とて佛弟子としたのである。其後、彼は佛と俱に漸次遊行して跋耆村Badāgiri
(Jigama)に入るや、附近一帶穀物不豊にして貴騰、行乞容易でなかつたので須提那念へ
 らく、『若し我が郷里に入らば、諸比丘は食を得て修行を益し、我が宗族は布施に據て功
 徳を積まん、』と。彼乃ち衆僧と俱に迦蘭陀村に入る。老母之を知り、往いて須提那を
 迎へ切に求めて曰ふ、『今や捨道還家の時は到れり。汝の父已に死し、父祖傳來の無量
 財寶、將に官に沒收せられんとす。誰か能く愛情に堪へんや、』と。須提那答へらく、『我
 れ梵行を樂しむや切なり、焉んぞ之を捨つるに忍びん、』と。再三問應質答の末、老母乃
 ち去り、還つて須提那の婦に到り、『月水の期到らば、來り告げよ、俱に往いて須提那に求
 めん、』と命ず。

已にして老母は月水婦を伴隨し、裝身粉色して須提那比丘の許に赴き、愛財の故に

還俗を勸諭するや切、遂に比丘の動かざるを知つて老母の曰く、『汝婦今日華水已出、便可安子、使汝種不斷』と。比丘の曰く、『此事甚易、我能爲之』と。須提那は、當時未だ佛の制戒無く、欲の穢法を見ざるに依つて、便ち婦の臂を捉へ、園中の屏處に入り、三度不淨を行じ畢る。園中一鬼あり、正に命終して彼の婦胎に宿り、九月にして男兒を生む。名を種子(Bija)と呼び、須提那は之に依て惡名忽ち流布し、自ら憂愁樂しまず、同學の比丘に告ぐるに事實を以てした。同學の比丘、相戒めて曰ふ、『如來の清淨法中には、無欲無垢、渴愛を斷じ衆結を除いてこそ泥洹に入るべけれ、汝何故に故二先妻の意 *puṇāna-dutyika*』と不淨業を作すや』と。比丘衆之を以て世尊に白す。佛、時義の宜しきを以て大衆を招集し、故らに須提那に問ひて實義を質し、無數方便して呵責し、『汝の所爲は非、沙門の法に非ず、釋子の法に非ず、非淨業、非隨順業、應に爲す可らざと所』と叱説し、諸の比丘に向つて曰く、『寧持男根、著毒蛇口中、不持著女根中……若犯女人、身壞命終、墮三惡道』と。更に佛は須提那の愚癡有漏を詰り、之れ最初の犯戒なりとて、『自今已去、與諸比丘結戒、集十句義……欲説戒者、當如是説、若比丘犯不淨行、行姪欲法、是比丘波羅夷不共住。』と制戒せられた事になつて居る。以上が姪戒第一因縁である。此の内、須提那父母に出家を乞ふ一段は、『五分律』、『南方律』に詳述する所で、『四分律』にはない。又、鬼

有り命終して胎に托すと云ふを『五分律』では、『乃有神降時兜率陀大威徳天、命終受胎』とし、時に地神虚空神に告ぐるに、『迦蘭陀子於未曾會僧中、作未曾有事、』を以てし四天王、忉利天、乃至梵天まで、展轉之を告ぐとある。又、須提那に犯罪を質す處に於ても、『諸佛常法有五百金剛神、侍衛左右、若佛問三反、不以實答、頭破七分、』抔ともある。『十誦律』は大體『四分律』と彷彿して居るが、『僧祇律』に到つては、須提那を迦蘭陀子耶舎(Yasca)とし、彼れ食時に家に還つて飯食を受くる習であつたが母の爲め強ゐられて其婦と交り、一子續種なる者を設けたが惡名同輩に傳聞したので自ら慚愧し、舍利弗の許に赴いて世尊の教を求むべく乞ふたとなつて居る。而して佛は、『若比丘、於和合僧中、受具足戒、行姦法、是比丘得波羅夷不共住、』と宣制され、更に進んで耶舎の姦行と彼の母の誘惑に關する二種の過去世因縁談が交へられてある。太古世界の劫盡時、衆生は光音天より地上に降り、身光あり禪悅を食とし、日月星宿晝夜の別もなく、一月、半月、四時の歳數もあらざる時、大地に自然の色香美味具足し、時に一人の輕躁衆生有り、地味に食欲を生じ、食ふに隨つて著心を起し、他の衆生も亦之に倣ふに至つた。かくて身體重沈し、光明滅却し、五欲に耽つて神足を失ひ、日月星宿の昏明、四時半月の變化を生ずるに及んだ。此輕躁衆生とは今の耶舎であると云ふ。恰も基督教の罪惡起源説と彷彿

たる譚である。又、後者は、迦尸國(Kashmir)今のベナレス(Varanasi)大名稱王の第一夫人が金色鹿王を見て獵夫、刪闍の力を假り、漸く捕捉して金色の消散するを感得し、遂に之を放つたと云ふ話で、彼の老母の誘惑の念切なるに譬へた者である。此等は何れも他の律本に見へざる所で、『僧祇律』が如何に他と趣を異にせるかを暗示する迄に挿んで置く。先づ以上に依て、嬉戒結制の基本的動機が明になつた譯で、此から戒文の訂正増補を促す可き事件が頻發して居るのである。

【三】次に嬉戒式又波陀の増補訂正に關する因縁に就ては、『十誦』『四分』全く相似南方巴利律も同様にして唯話の順序を前後せるに止り、『五分』に至つて漸く詳しく、最後に『僧祇律』に及んで實に著しく詳細に例述されて居る。

爾の頃、毘舍離の跋闍子比丘(Vasalka Vajjiputaka)有り、愁憂以て淨修梵行を樂まず、家に還つて婦と共に不淨行を犯し、後自ら念ふ、『我が行今果して制戒の波羅夷に當るや否や』と。斯くて之を同學比丘に告げ、佛に白して教勅有らん事を依頼した。佛は之を以て臨時僧團の招集を行ひ、嚴に彼比丘の非行を叱責し、『汝初めて波羅夷を犯す、誠に癡人、共に住すべからず』と裁決された。且つ戒文を訂正し、自今受戒者次の如く復誦すべしとて、『若比丘、共比丘同戒、若不捨戒、若戒羸不自悔、犯不淨行、行嬉欲法、是比

丘波羅夷、不共住、』と増補されたと云ふ。即ち前戒文を補ふに三點を以てしたので、即ち同戒同學の比丘でも、戒を捨てずとも、又戒心退廢し乍ら自ら悔改を知らざるもの三要項を補填した譯である。前の須提那と云ひ、此の跋闍子比丘と云ひ、持戒奉律の念毛頭も無いと云ふのではない。識らずして作したか、戒心退沒して居た爲めか、或は其の他の戒相は形式的に遵奉はして居たかも知れないが斯くて自ら明かならざる所、即ち愚暗に閉されつゝ、沙門淨行の生活に最も禁物たる娼法を犯した者であるから、前の戒文を一層明細に註釋するの必要に逼つた譯である。一體、跋闍子比丘は由來自由奔放の所行に富んで居たらしく、佛滅後百年にして、彼の十事の非法を正法正律と信じて居たのも、彼等の徒であるらしく爲めに七百の阿羅漢を會して第二結集の必要を喚起した程であつた。此等自由思想は後年の印度佛教史上、特に注意すべき萌芽であるを看過してはならぬ。かくて戒文は漸く完備に近いたが今一つの増補を要する犯罪が起つた。

爾の頃、一人の乞食比丘有り、林中に住んで、食を聚落に乞ふ者であつたが、元此の林中には一足の雌獼猴が栖息して居つた。比丘村に出て、乞食訖つて林中草房に還へり、食の殘飯を以て獼猴に與へ、斯くすること數日にして漸次調順し、遂に比丘と親し

く戯るゝに至り、彼れ後に猴を捉へて不淨を行じたと云ふ。後に比丘衆有り、此の林中に到るに及び、一獼猴の走り來つて背を廻し、媠相を現ずるを見て訝り、必らずや、人の此に住し彼と親しむ者有らんと察し、屏處に伺ふて其の眞相を研めんとした。彼の乞食比丘爾とは知らず、食訖つて例の如く猴を捉ふるを見、比丘衆乃ち現はれて彼を詰責し、『汝如來の制戒を知らずや、』と責むるや、彼の曰く、『如來の制戒は男にして婦女を犯すを云ふ、畜生を制せず、』と。諸の比丘、佛に白す。佛再び比丘衆を集め、乞食比丘を叱責し、前の戒文を増補し、『犯不淨行、乃至共畜生、』の一項を附加した。此に至つて媠戒波羅夷の全文を得たと云ふのが、『四分律』の記傳である。以下、即ち戒文の解釋に入り、罪性判別論に及んで、偷蘭若、突吉羅、等の實例を列記して居る。此解釋方面は戒律の眞相を知る上に最も緊切の事であるが、今は大體評論に譲つて置く。『十誦律』も殆んど同様の制戒因縁であるが、乞食比丘の話は憍薩羅國の事となり、彼れ他の比丘衆と俱に佛所に坐して居た時彼の雌猴來り、一々比丘の顔を見巡り、漸く彼の比丘の前に到つて媠相を現じ、彼れ赤面赫顔、應ぜざるより猴は手を引き耳を裂き、抔したので遂に大衆の知る所となつたとしてゐる邊が少し違ふ位、其の他云ふべき者はなからず。『巴利律』では、一比丘の毘舍離大林中に在つて雌猴(makhi)と交はりし話を前

にし、假令畜生と共にするもの増補を爲し、次に跋地比丘の還家姪行の後、阿難に懺悔した話を以て、戒文完備に及んで居る。

更に『五分律』では話が三者に分れ、雌猴と交るは似て居るが他の二話は共に外道讚嘆の破戒に飯せられて居る。佛舎衛國に在りし頃、衆多の比丘梵行を樂しまず、佛法出家を以て大苦とし、白衣外道の自由放縱なるに羨誕する者が有つたので、佛甚だ之を責め、『汝等不應共作是語、行外道儀法、白衣儀法、若言行外道儀法、語々偷羅遮、白衣儀法突吉羅』と呵せられたと云ふ。又、跋耆邑の一比丘孫陀羅難陀 (Sundara-nanda) なる者、外道白衣を歎じ、姪盜一切の諸惡を犯したので、佛之を呵責し、白四羯磨に依て滅擯すべしと其の法を説かれたとある。此に始めて前掲の如き戒文完成を得た事になつて居る。又『僧祇律』では、戒文の訂正増補に對する一々の事件を詳述してあるが、主なる筋を記せば次の様である。然し、二離車子 (Uccakharā) が還家七日、姪欲五樂を盡し、再び僧團に飯つた話は跋闍子比丘の話に類し、又、一比丘の戒羸不捨戒の例は外道白衣を賞嘆したと同律であるから略する。次には、舎衛國に於ける難提比丘の死馬姪行の話に遷つて居るが、不思議にも、之は『十誦律』に戒文解釋の部に挿話實例として置かれてある。總じて『僧祇』と『十誦』とは符合する部分は全然同色であるに反し、

相違の點は全く別類の感がある。共に佛滅早々の舊形を保存せる爲と、系統の異なるに依る結果との二者を證明して餘りが有る。今、難提物語も其の格で、他の諸律には、恐らく故意に省略されたのであらう此の物語が、此の兩律には儼然と併存して居る。難提一日晨朝に著衣持鉢乃ち城に入つて乞食し、食訖つて安恒林に入り、樹下に端坐して座禪觀法に入らんとした時、魔天神有り、忽ち端正殊好の女と化として三昧を破らんと現じた。比丘、女身を見て染著心を發し、女身を摩せんとした刹那、女身去つて漸く林中に入る。比丘彼を追及し、忽ち女身の消失するやと見る所一死馬横はる。彼れ欲心身を燒くが故に硬ち死馬と姪し、不淨行已つて悔念を生じ、『諸の比丘、今我を容れざるべし、宜しく此の不淨身より清淨法衣を脱すべし、』と念じつゝ、袈裟を脱して佛所に往詣した。佛豫め此事有らんを知り、悔念慙むべきを以て大衆に彼を容赦すべきを求めた。難提も再び受戒、僧法を學ばん事を懇請再三に及んだので、特に僧團飯入を許されたと云ふ。此の波羅夷特赦の例話は古き二律に存するに拘らず、後代の諸律之を取除いた所以は、却つて之に依て波羅夷治罪の峻嚴を失ふ恐れが有つたからで、佛の在世は佛の意志に依て左右されたけれども已に佛の滅後に在つては例外を設くる事が却て不統一を來す源となり易い。彼の第一結集に際して上座迦

葉の意見は例外無視主義であつたのは此が爲で、富樓那長老が例外存続主義を取つたのは、時勢の變遷を預想してゝあつた。爲めに律にも、斯る結果を來し、例外を傳ふる者と、之を不要として除却した者と二種を生ずるに至つたのではなからうかと思ふ。更に『僧祇律』では、此の上、難提比丘に關する過去因緣談まで載せ、往昔南方阿槃提國 (Avanti) の出家迦葉なる者山中に隱遁して、渴鹿の一子を得るに及び之を鹿班と名けたが、成長して禪定を樂しむ中、天女阿藍浮は來つて彼の禪定を破壊した。此の鹿班仙童は今の難提比丘で、魔女の誘惑したる者即ち古の阿藍浮であると云ふ。一體から云ふと、『僧祇律』は凡て過去因緣本生譚に富んで居るが、多くは後人の附加竄入した者であらうと思ふ。又、雌猴姪行の話は、王舍城附近の事となり、又次に、舍衛城に於ける一比丘と婦人非道との姪行、同じく男子との不淨行、同じく黃門非男非女との染行の話が記され、續いては、毘舍離の一女比丘に勸めて比丘裏身女露形にての姪行、比丘露形女覆身の夫れ等多くの實話を滿載してある。中には異方比丘の自淫行、伎兒より出家せる比丘の自不淨行、王舍城中の姪女と比丘の話、女形割去の刑に遭ひし者に關する優波離の質疑、阿闍世王子優陀夷跋陀羅 (Dāyidhāra) の欲行、刑女と比丘の欲行、狂女との夫れ、死女との夫れ等主なる者で、斯へて後、最後に姪戒全文を記し、『世尊

於毘舍離城成佛五年冬分第五半月十二日中食後東向坐一人半影爲長老耶舍迦蘭陀子制此戒』と附記されてある。此の附記は他に見へざる所若し之を信ずれば、姪戒最初の成立は佛成道後五年、漸く僧團の隆昌を致し出家沙門の日々増加せし頃財寶と姪女を以て名有る毘舍離に於て迦蘭陀子須提那の爲め、主として結制せられしを知るべく、其後の訂正増補は逐次事に當り要に接して附加された者と思はるゝ。而して之が最初にして且つ最大の波羅夷なる事を注意せねばならぬ。先づ以上の事實を知悉して居て、前の戒文を吟味するならば、成る程表面單簡に見ゆる戒律の由て來る所當然にして深遠なるを想見するに足らう。更に吾人は評論に入つて其の當否是非の論を試みようと思ふから、茲に戒律因縁のみを續いて述べよう。

【四】次に不與取波羅夷制戒の因縁を見るに、『四分律』と『十誦律』とは共に一比丘の因縁談を掲げて戒文解釋に入り、但し、『十誦』は罪性判別論に於て事例三個の挿話を含むも、之は全く他律に類例を見ざる所、『五分律』及び巴利南方律は制戒因縁二話を掲げ、『僧祇律』に至つては、極めて冗長詳述三個の成戒因縁を記せる上、交ふるに七個の過去因縁談を以てして居る。今其の要點を述べると、『四分律』は次の様に傳ふ。

曾て、佛、王舍城に在りし頃、一比丘有り檀尼迦陶師子(Dhanīyo-Kum bhakkaraputto)と云ふ。

閑處に草房(Pinakutika)を作り住んで居たが、彼れ村里行乞の間、取薪入(Pinakarayo-Kattha-hariyo)有り、來つて草房を破壊し持ち返る。比丘還り見るに草屋無し、乃ち察し、工夫して念ふ、『我今自有技藝、寧可和泥、作全成瓦屋、』と。便ち柴薪を採集し、牛尿を以て燒成、屋成るに及び赤きと火の如き觀を呈した。佛遙に耆闍崛山より此赤屋瓦成(Sudhamahtikamayam Kulkam)を眺め、比丘衆に質して檀尼迦の所爲なるを知り、痛く其無慈殺生の行を叱責し、自今此に做ふ者は突吉羅と宣言された。斯て比丘衆は佛の命に據り彼の赤屋を破壊し了つた。檀尼迦佛命の所以を以て拒む能はず。當時、摩竭國王瓶沙(Bimbisaro)の守材人にして、檀尼迦と親交有る一人あり、比丘便ち守材人の許に赴き、『王已に我に材を與ふ、題くば我に良材を與ふべし』と求めた。材官乃ち取に任せ、後、一大臣來り要材を檢するに便ち無し。之を質し王命に依て比丘に施せる旨明となるや、王に告ぐ。王曰く、『我凡て憶念せず』と。既にして守材人と比丘と王前に招政せられ、王は比丘に聞くや、比丘の言はく、『大王登位の時、自今、沙門婆羅門にして草木及び水、隨意用ふる事を聽すと宣せらる、』と。王の言はく、『實に是の語有りと雖も、我れ無主の物を説き、有主の者を説かず。大徳應に死すべし』と。又、王自ら念ふ、我れ大王を以て少材の爲め沙門の命を斷つは相應フサハしからずと。乃ち大臣に命じ、檀尼

迦を放遷す。時人、王の寛漫を鳴らし、出家沙門の無慚を罵るや切て、遂に他の比丘衆の耳に入り、佛に白す者あるに至つた。佛、大衆の面前に於て、彼の比丘を詰責し、元大臣にして王法に精通せる比丘迦樓(Kiyo 大臣兩行 Vasakho の事か)を呼び、當時の王法として『若取五錢、若直五錢物、應死』を公言せしめ、僧團に於ても五錢を盜むを以て波羅夷罪と結制宣戒せられたのである。其の戒文は前掲の様で、以下戒文解釋となつて居る。之れに依ても不與取嚴禁の動機に僧團の信用を害せん事を怖れた點の有る事は最も明である。『十誦律』に依るに、大體は同様の因縁であるが、草房を結んだ比丘の多衆なりし事、達尼迦の瓦舍を破壊したのは、巡視中の佛と阿難となりし事、彼れ盜材の後、王に依て『汝今墮大罪中』と宣せられし時、辯じ立て、難を免れ、僧團に販入して同輩に告ぐるに九死に一生を得たる仔什を以てした事等が稍々異趣の點であらう。特に大王を以て摩竭國主韋提希子阿闍世王としたのは如何なる譯か。『僧祇律』も瓶沙王とし、南方律も摩竭陀軍帥瓶毘沙羅(māgadhā Seniya Bimbisāro)とあるを見れば、『五分律』『十誦律』の阿闍世とせるを誤と見度い。然し王法は人に依て變り得たのであるから、父王瓶沙の王法が其の子阿闍世の時も變り無いとすれば、後人が二王を入れ替へるも有り勝の事である。然し『僧祇律』の記す如く、佛成道六年に盜戒結

制有りし者と信ずれば、當時摩竭陀の王は明に瓶沙である。更に戒文解釋上の實例に入り、施越比丘尼の麻油詐欺取罪の話、東方比丘尼の拾衣無犯の例及び祇洹の一比丘、耕作人の衣を強取せる三話を附加してあるが省略する。次に『五分律』では、最初結戒は達尼迦比丘の爲て、彼の初め草菴を結びし所を乙師羅山 (Tsigili-passe) とせるは南方律と等しく、及び大臣雨行が王に盜材を報ずる黠抔も南方律と似て、其の他云ふ程の事もないが、更に第二制戒因縁の有る事は注意すべきである。佛、舍衛國に在りし時、衆多の比丘語を作して云ふ、『佛所制戒爲聚落中物、非謂空地、』と。或は云ふ、『犯與非犯、制與非制、但取無害、』と。かくて彼等各々盜心を以て空閑處に到り、有主無主の物を取り、後疑悔の念を生ず。阿難之を佛に白し、佛は聚落と空地と何等差無きを以て責め、前掲の戒文を完成するに至つたとある。南方律も之と同じく制戒二因縁を傳へ、後者は六群比丘の衆 (Chabbaggiya bhikkhu) が、浣衣場 (vajjakathāna) に往つて、浣衣一束を強取し、森に還つて分配した話となつて居る。之か戒文に所謂、或は聚落或は空地或は森より云々とありし所以である。然るに、最後、『摩訶訶僧祇律』の盜戒因縁を見るに、前述の如く實に詳密を竭した者で、大體、王舍城達膩伽比丘の爲め制戒舍衛城糞掃衣比丘の爲め戒文訂正、及び瓶沙王の王法參酌因縁の三段から成り、殊に解文解釋以

後に於ては、盜法に關する世間一切の行爲を網羅説明せる觀がある。就中、注意すべきは、談中往々後世大乘經典に見ゆると同一語調思想の胚胎伏在せる事である。又、虛空中の物に關し説明する所に、樹上の花果、衆寶莊嚴、破記す序次の如き一文がある。『若佛生處、若得道處、轉法輪處、尊者阿難大會處、羅睺羅大會處、般闍子瑟大會處、是諸處、皆種行樹、樹上各々以衆寶莊嚴其樹、及八種物若覆藏、若不覆藏、云々。』

此の佛聖跡崇敬の思想は、佛滅後二百餘年、阿育王の頃から盛んに行はれた者で、特に所謂般闍子瑟 (Palica-Vasika) なる大會は毎五年の大齋會で、『玄應音義』に説明する。『般闍子瑟……應言……般遮婆栗史迦般遮此云五婆栗史迦此云年、謂五年一大會也。佛去世一百年後、阿輸迦王、設此會也。』は即ち之れである。此の事は法顯の『佛國記』にも記して居るし、阿育王の石刻敕文第三にも、『我即位の十二年、此に是の詔書を發せり、我が領域到る所の良民、知事、縣吏は、毎五年にして一度總會に參集し、以て公用を便し、加ふるに正法の宣説を諮るべし。……僧は良民に教ふるに斯の事を以てし、文義共にその委曲を竭すべし。』と云ひ、『カリンガ別敕第一』にも、『我又爲に如法に毎五年、柔和忍辱、生を愛する人を集め、以て之を講じ、我が教ふる所に依て行ぜしめん』とある。皆、毎五年の大無遮會の謂であらう。之から推考するに、『僧祇律』の文中、阿育王當時

の状況さへ加筆されたるは明であるから、後人の附記注、入奈邊まで及んで居るか俄に判定し難いを知るべきである。隨て、大衆部思想が露骨に表現され、大乘思想の曙光が輝くからとて何も不思議はない。先づ達膩伽比丘の話は次の様に飾り傳へて居る。

瓦師子達膩伽は顔色端正、白衣の信者多く、勸化に依て僧房を建て、彫文刻鏤の莊飾芬郁たる香油、殊妙の什具、一として燦爛たらざるはなかつた。時に長老有り、來つて此の舍を占領す。次で又建つる事三度に及び、長老の爲め悉く取られたのて、深く山中に入り、赤色の瓦屋を作つて住んだ。雨後天晴の晨、靈鷲山に經行せる世尊は、遙に赤屋を認め、阿難を具して彼に到る。爾の時、『天神令屋戸自開、其戸下小、如來平入、雖下不礙、小而進』とある。恰も『淨名經』に於ける『問疾品』の趣がある。佛室内に入つて四壁を摩し、達膩伽を責めて云ふ、『出家して未だ本所習を厭ふ能はず、工巧以て衆生を燒殺す。此の屋、寒時は大寒、熱時は大熱、能く人目を壞し、多病ならしむ。若し存置せば後世之に學ぶ者やあらん。今宜しく破壞すべし』と。乃ち知る、佛の破壊されしは、第一、在家所修の染著行を忘れざると、第二、無慈衆生を燒殺せると、第三、不衛生なると、第四に後世の禍根を絶たんと、の四種の理由有りしを。達膩伽還り、屋の壞れし

を見るや、一比丘告げて曰く、『汝今大得善利……如來降屈、願臨此屋、汝蒙此屋受用之福、』と。達膩伽之を聞いて歡喜の餘り、『七日之中忘其飢渴、』と云ふことである。如何に大衆部の特長たる誇張的言辭に豊富なるかを想ふべきである。彼後に瓶沙王の木匠大臣耶輸陀 (Yagodhara) に乞ふて材を取り、遂に捉へられて王前に拉致せらるゝや、王は比丘の儀容端正庠序なるに歡喜し、法衣に免じて彼を放還したと云ふ。此の間、王と比丘との關係に就て四因縁談が記されて居る。第一は嬉戒に述べし如き天地開闢説から一比丘の不與取を始めし事に及び、之を達膩伽なりとした事。第二は海龍の袈裟を被れる功德に依て金翅鳥の難を免れし事、海龍即ち今の比丘とす。第三は袈裟を被用せる欺獵夫の六牙白象の難を免れし事。而して第四は、暴象の大身なる者佛法聽聞の功德感化に依て柔軟心を得し事、今王の比丘の威儀端嚴なるを見て心弛緩せる因縁に比したのである。恐らく皆後人の挿話であらう。

以上は第一制戒因縁で次に第二因縁がある。之は南方律に六群比丘の盜衣として傳へられし者で、舍衛國の一比丘、糞掃衣を求めんとして得ず、浣衣者の空地に往いて之を掠取し飯つた話である。次で、浣衣者、盜比丘を追うて自坊に及ぶや、大聲以て比丘衆に訴へたので、經行の比丘之を聞き、俱に往いて盜比丘の戸を開き、衣を挽回し

て返附し、『此中出家有種々人、譬如一手五指不齊、雜姓出家、何得一種、汝好賢者、莫廣語人、我等自當上白世尊、』と慰諭し去らしむ。佛は彼を呼び空地と聚落と不與取の差違無きを訓へ、戒文を増補して、『聚落空地、不與盜數取者、波羅夷、』としたとある。時に比丘衆始め洗衣者の、人の忠言を信ぜずして苦痛に陥りし所以を質すや、佛、過去因縁を語り、二婆羅門の外道經論を學んで南天竺より還らんとする途上、二羝羊の開合角鬪するに會し、一者、他の忠言を信ぜず、我等を敬遠する者と信じ、兩羊中に入つて遂に牴殺されたと云ふ、今の洗衣者は此の婆羅門の如しと記されてある。更に第三の制戒因縁は、地律に殆んど別出されなかつた盜財標準問題であるが、或は佛が王法に精しき比丘に問ふたとか、或は阿難をして王舍城中に入り、聞き匡さしめたとかあつたのが、此には瓶沙王と佛との直接交渉となつて居る。瓶沙王先祖の罪法は、賊有れば手を以て頭を拍つに止り、祖王は灰を以て之を圍ひ後放ち、父王に及び、城外に驅逐し去つたが何れも之で愧ぢ、盜を再する者は無かつた。瓶沙王に至り、一賊有り、七反驅出したが、猶ほ依然還り來つて村邑を劫掠するので、遂に其の小指を切斷すべく命じた。後、王自ら試嚙し、痛苦堪え難きものあつたので、悔念を生じ、『我は法王の末、非王の始め、王者と爲つて人の指を傷截すること何ぞ暴戾なる、』と思ひつゝ直に走つて

佛所に詣り懺悔す。佛問ふて曰く、『治國盜齊幾錢罪應至死』と。王白す、『世尊、以十九錢爲一闍利沙槃、分一闍利沙槃爲四分、若盜一分、若一分直、罪應至死』と。佛、乃ち王舍城依止の比丘衆を集め、四分の一闍利沙槃を盜む比丘は波羅夷なりと標準を確定された。其の時、比丘の疑念を一掃する爲め、佛は二因縁談を試みらる。第一は、瓶沙王の何故に一度勅令して賊を恐るるやを説明せるもの、迦尸國の名稱王が、昔、賊を園林に集め、千人に及んで大會を催したとき、賊は物の足らざるに起れば彼を優遇するが即ち賊滅の法なりと速斷して、却て悔念を生ぜし如く、今の瓶沙王便ら之なれと云ふ。第二は、一度教敕して復、悔念を生ずる話で家に飼はれし一那俱羅(nakula)の我が愛兒の危嶮を毒蛇より免れしめし功とは知らず、口邊の血を見て兒を咀殺せる者と速斷し、家人之を打殺して後、家に入つて其の功を知り、忽ち悔念を發した昔の婆羅門は、今の王であると云ふ。

以上に依て制戒因縁を説き畢り、律では前掲戒文を再び出して後、『世尊於王舍城、成佛六年冬分第二半月十日、東向坐食後、兩人半影、爲瓦師子、長老達膩伽、因瓶沙王、及糞掃衣比丘、制此戒』と結ばれて居る。依て知る盜戒は婦戒に次て、翌年、王舍城に於て先づ成りし事を。其の他訂正増補は、舍衛國等の出來事に依て時々増加された者で

あらう。先づ『僧祇律』が何程迄大小無數の因縁を繁雜に列記せるかは、之でも想見さるゝが、戒文注釋以後に迨んでは、思半に過ぐる者があらう。

【五次に殺戒波羅夷の結制因縁に就て見るに、『四分律』及び『十誦律』は共に一因縁を記し、南方巴利律藏は二因縁談を傳へ、『五分律』と『僧祇律』とは四、五の事件を述べて戒文の成立狀勢を詳細に説明してある。先づ『四分律』に依て殺人戒の成立事情を見よう。

世尊、一時、毘舍離に在り、獼猴江邊の重閣講堂に於いて、諸比丘の爲め說法し、無數方便して有身の不淨を教へ、不淨觀を讚獎し、不淨觀行の大利大果を高調したことがあつたが、聽聞の比丘、深く心を動かし、如法信受、種々方便して身の不淨穢垢を觀じ、定より覺めて後、身命厭離の念を發し、人生を樂まず、愁心忡々、譬へば人の頸に死蛇死狗を卷繫するが如くであつた。或は刀を求めて自殺を計り、或は綱を求め、或は毒藥を服する等自ら害う者尠なからざるに至つた。特に婆婁河邊 (Vaggunḍa nadi) の園中に、住む諸比丘は身命遠斷の念強く、機を見て死せんと其の到るを俟つ。偶々、勿力伽難提 (migalandiko) なる沙門出家有り、手に利刃を執つて園中に入り、『大德、斷我命來、我以衣鉢與汝、』と呼びかけらるるを見れば、一比丘の極端に不淨觀を修せる者前に來り求

ひるのであつた。彼乃ち求に應じ命を斷つて衣鉢を受け、河流に腥刀を洗う序、忽ち悔恨を生じ、『我今無利非善、彼比丘無罪過、而我受雇斷他命根、』と嘆く。時に天魔有り、忽然難提の前に現じ、『善哉善男子、汝今獲大功德、度不度者、』と讚歎す。彼れ之を信じ疑懼の暗雲忽ち一霽して殺人の功德を欲し、再び利刀を揮つて園中に亂入し、『誰未度者、我今欲度之。』と叫んだ。未離欲の比丘は之を聞き其の狂暴の態を見て身毛豎立したが、欲愛枯竭の比丘は、身命を惜まず、何等怖るゝ所もない。かくて、難提は、日に一比丘を殺し、二三四比丘を倒し、乃至日に六十人の多きに及び悉く劔刃上の露と化したと云ふ。時に園中、死屍累々として狼藉發臭、何等塚間と選む無き慘狀を呈した。多くの居士、來つて園中に一步を入るゝや、腥風揚裡、此の慘虐を見て一驚を喫し、各々沙門を誹譏して云ふ、『此園中乃有是變、沙門釋子無有慈愍、共相殺害、自稱言、我修正法、如是何有正法、……此諸比丘猶自相殺、況於餘人、我等自今勿復敬奉承事、供養沙門釋子、』と。在家の供養將に斷んとす。偶々、十五日說戒の日、毘舍離の比丘衆、一處に集合したる時、佛は弟子の俄に減少せるを觀、殊に大德長老の無きを訝り、阿難に所以を問ふ。阿難の曰く、『世尊の不淨觀說法に於て、比丘身命厭患の念を生じ、人を求めて害へる者多し。願くば餘法を説いて心開意解、永く疑惑無からしめんことを、』と。佛便ち

僧衆を重閣講堂に集め、『有阿那般那三昧 (Anupama-Samadhi)』寂然快樂諸不善法生即能滅之、永使不生、譬如秋天降雨之後、無復塵穢、又如大雨能止猛風』と。以下循々として數息觀を勸說獎導し、比丘をして之を修習せん事を誠説す。更に婆裘園中の比丘、特に難提の如きを呵責し、沙門釋子の威儀に非ず、癡人有漏の罪業なれと呵し、自今諸比丘の爲め結戒せんとて、前掲の殺戒文を宣説された事となつて居る。

原始僧團に在つては、怨恨に依て相殺傷することは殆んど無かつたらうけれども、魔に魅せられた狂念から、殺人を功德と信じ、未度者を度すと邪執して殺人を敢てする者、必ずしも希ではなかつたらしい。勿力伽難提が其一人であるし、舍衛城の狂婆羅門にして後に出家沙門と成つた指鬘外道梵志の如きも夫れである。指鬘は殺業の功德を以て昇天の因なりと信じ、九百九十九人を殺し、千人目に母を殺さんとして佛に救はれたと云ふ。其の他に、之に類する殺伐の話は色々ある。佛が波羅夷として之を禁じたのは當然であるが、姪盜に次ぐ大罪と見たのは理由がある。夫は後に論ずるが、之から見ると、要之、後世の捨身往生の如き、皆佛戒を遠かる甚だしい者で、所謂自殺 (Selbst-mord) の如き、『五分律』には明に偷蘭遮罪と規定してある。『十誦律』では、勿力伽難提を譯して鹿杖梵志としてあるが、話の筋は全く同一で、唯、内に、阿那般那、即ち

數息觀の説明が説かれてある事を注意すべきである。其の法、空處、樹下等に尼師檀（坐具）を敷き、端坐して世の貪嫉名利の念を離れ、一切の疑障を去つて後、『若息入時、當一心知入、若息出時、當一心知出、若長若短、若息入遍身、當一心知從一切身入、若息出遍身、當一心知從一切身出、除身行時、當一其心、念出入息、受喜時、受樂時、受心行時、除心行時、當一其心、念出入息、覺心時、令心攝時、令心解脫時、當一其心、念出入息、觀無常觀、變壞觀、離欲觀、滅盡觀、捨離、當一其心、念出入息、』と云ふので、詳しくは、安世高譯の『大安般守意經』を見るべきである。又、婆羅門の觀法から來つたこと言ふ迄もない。佛は之に依て身命厭離の比丘を救ひ得たと云ふ、又以て、如何に原始佛徒の純朴切實なるかを想見するに足らう。

次に南方律では、殺戒因縁二者有る事は前述の様であるが、其の内、一は不淨觀說法の話で、殆んど變り無く、他の一は、稍々諸律と趣を異に傳へて居るから、之を見よう。或る時、一人の優婆塞有り病む。其の婦容貌端嚴、見る者をして樂しましむ。六群の比丘衆、常に彼の婦の家に據る。相語つて云ふ、『若し彼の優婆塞長生せば我等彼の女を得難し、來れ、我等は往いて、彼の許に詣り、彼が死の讚辭を呈せん、』と。乃ち病者に近づき告ぐ、『汝は最も幸福にして功德最大の人、死なば必らず天國に生れん。』

何ぞ長らへて忌むべき身命を惜まんとするや」と。病者聽て死す。其の婦知つて便ち六群比丘を怒り罵ること甚だし。清淨の比丘衆有り、之を聞いて六群比丘の徒を責め、以て世尊に白す。佛、此に於て波羅提木叉を制すること前掲の如くであると云ふ。即ち六群惡徒に依て、殺戒文を訂正増補し、死の讚辭を賞讃して死に導くも波羅夷なりとされた譯である。所が、此の病者因縁に類する者が『五分律』『僧祇律』では、三個又は四個の因縁として詳傳され、何れも間接の殺人となつて居るので、其の都度、戒文の増補があつたとも云ふ。通じて云へば、毘舍離に於ける佛の不淨觀說法に依て感動されし比丘衆が、制戒因縁の基本たる者で、之に依て人の命を斷つ比丘は波羅夷罪なりとの基礎が出来たらしいので、諸律等しく之を載せて居る。唯『僧祇律』が、此を最後に出して比較的輕視した傾のある迄で、其の他の因縁は戒文の不備を補ふ上の事情に外ならぬ。『五分律』には、基本因縁の次に四話を附す。第一は、多くの比丘重病を得て平愈せず、看病者に求めて、『與我刀繩、與我毒藥、與我增病食、將我至高岸邊、』と告げた所、彼等は此等自殺の具を與へ、病比丘皆自殺したと云ふので、阿難之を佛に白し、佛は彼等看病比丘を叱責され、『汝等愚癡、自斷人命、與刀令死、有何等異、』とて、戒文を改め、『若比丘、自斷人命、持刀授與、得波羅夷、不共住、』としたと云ふのである。即ち、佛戒

に於ては、自殺幫助罪は殺人と同じ罪科に取扱ふので、之れ亦、原始僧團の將に出でんとする幼芽を保護する點から考へねばならぬ事である。第二も之と似て居る。重病比丘、問訊の出家に求めて刀繩毒刃を得んとし、彼等は、『佛不聽我與人自殺之具、然我有知識獵師、當爲汝喚令斷汝命、』と拒みつゝ、乃ち、彼の獵師に詣つて、『汝爲斷命、可得大福、』と勸めた。獵夫却つて其の無慈を責め、『教人殺與自殺、有何等異、』と言つて峻拒したと云ふ。佛之を聞き、問訊比丘の愚を責め、戒文を改めて、自ら殺すも、人をして殺さしむるも、共に波羅夷不共住と宣せられたのである。之は等三者を介して殺すので、自ら刃を揮つて斬る、その刃に罪を稼せんとすると一班、同じく自己の意志に出た殺人であるから、亦、極重罪と觀るは當然である。第三も同様の因縁で、重病比丘に對し、問訊の比丘勸説して曰く、『汝等戒行具足、應受天福、若自殺者必得生天、何用如是久受苦爲、』と。時に病者拒斥し、自殺の偷蘭遮罪たるを説き、『自手殺人、教人自殺、有何等異、』と責めた。後、佛之を知り、戒文を改訂し、人に自殺を勸誘する者、自殺教唆、亦、殺人と同極罪と制定されたのである。第四も同じく、賊難に遭うて骨肉分散せる在家白衣の居士に死を勸説した比丘の誠で、要之、此等數件は、直接間接自己の殺意よりして人命を斷つに至る一切を極重罪と制定された譯である。『僧祇律』の四話も亦、病者

と看病者に關する者多く、第一は看病者自ら手を揮つて病者を殺せる話。第二は、病者の求に依て、鹿杖外道を伴ひ來り、彼をして殺さしめた看病比丘の話。第三は、看病比丘、死を幫助して、『若欲死者、汝自有刀可用自殺、亦可飲毒、用繩自戮、投抗赴火、抱石沈淵、自殺之法、亦甚衆多、』と云つたので、佛之を呵した話。而して第四は、彼の不淨觀說法の夫れである。但し、本律特長たる過去世因緣談の一も挿入されて居らぬのは注意を惹く。且つ、戒文解釋罪性判別の詳論後、例に依て、殺戒の基年を記し、『世尊於毘舍離城、成佛六年、冬分第三半月九日、食前北向坐、一人半影、爲衆多看病比丘、因鹿杖外道制此戒』とあるは、貴重な傳である。先づ以上の太要に依て、殺人極重罪の由て來る事情を略く窺知し得ると思ふが、此に一言附記して置くは自殺に就てある。淨土門の高僧では自殺往生を喜んだ者もあつたが、佛は自殺を以て極重罪に次ぐ重罪と見られて居る。但し、自殺の意義に就ては、律本中、三様に用ゐられて居るので即ち殺自身と自ら手を下して他人を殺すと、及び他人を自ら殺す如く第三者に命ずる時と、三者共に自殺の文字を用ゐるが、今、此に附言したい自殺は、自分で自身を殺す事である。甲が乙に向つて、自殺を教唆し、幫助し、死後の樂を説いて現實の苦痛悲哀を脱せしめんとし、遂に乙は自殺したとすれば、甲は、波羅夷罪であるが、乙は、偷蘭遮罪となる。自

殺を何故禁じたかと云ふに僧團の寂寞を防ぐ意味もあらうし、慈心を損ずる點もあらうし、他の修行者を誘發する弊も有る。然し、最も重大なる者は、菩提心の減退を怖れ、修行願心の衰微薄弱を憎む點である。故に『五分律』では、自殺を勧めし看病比丘に對し、病比丘は、『雖有此苦不能自殺、何以故、若自殺者、犯偷羅遮罪、又復不得廣修梵行』と抗議して居る。戒律は修養の方便、意志鍛鍊の一法に過ぎぬ。重罪輕罪の名は形式である。唯名である。佛戒の根本精神に觀れば、退いて脱れんとする自殺は、却つて陷る者であり、進んで超へんとする修行は、自ら高きに導く者である事が判らう。蓋し、自殺は小成に満足せんとする傾向の一角で、餘りに聲聞根性である。若し罰の或意味から云つたならば、自殺者を罰する事は無意義である。然し幼稚なる原始僧團に在つては、自殺を以て准他殺と做し、自殺を決したる者は、自ら殺すに非ずして、他の惡鬼來り、其虚を衝き、命を斷つと考へられて居た。故に律には、『隨心、遣諸鬼神、殺是名。作是心、隨心殺』とある。此邊から見ても、自殺を殺人ほどに見なかつた理由が判るし、左りとして隨意に放任すべきでないから罰として戒められた所以も判る。自殺を以て二重人格の格闘と觀たる原始佛徒の考は、今尙ほ吾人の推叩に値すると思ふ。隨つて自殺を惡む根據は社會的と個人的との二面に併在するを觀るべきである。(未完)